

2018年4月25日

No.299

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

3月29日の総務委は、放送法にもとづき NHK 予算案の審査を行いました。昨年に引き続き、今年も満場一致で承認されました。

## 公共放送として NHK はいかにして、国民の信頼を勝ち取るのか

又市征治議員は、受信料について最高裁判決は合憲と認めたが、NHK が放送法に規定された公共放送としての役割を果たしていることを認めたわけではないと強調し、公共放送として国民の信頼をいかに獲得していくのかを会長に質しました。

上田会長は、公共放送の役割や受信料制度の意義について説明し、信頼を得るための取組と公平負担の徹底に努めていくと答弁するのみで、信頼を得るための努力の中身については触れませんでした。

又市議員は、さらに政治権力に対する姿勢、公平性等において NHK の姿勢を強く打ち出し、民放との違いを強調するように求めました。

## 放送と通信の融合時代における NHK の役割は

次に又市議員は、現在盛んに言われている放送と通信の融合時代における NHK の役割を、どのように考えているかを質しました。

上田会長は、国民の知る権利を充足し、放送法を遵守し、自主自律を貫いて、健全な民主主義の発達と文化の向上に寄与するために、放送を軸として、インターネットも活用して情報や番組を届け、情報の社会的基盤としての役割を果たしていくと、通り一遍の答弁に終始しました。また現行の放送法で認められていないインターネットによる放送の常時同時配信については、2019年度に開始したいとの意向を示し、関係者や視聴者・国民の理解を得るよう努力をしていると述べました。



## 放送法の改正、第4条の役割についての見解を問う

又市議員は、さらに放送に公平性・中立性を求めている放送法第4条が放送制度の発展に果たしてきた役割について NHK の見解を質しました。

上田会長は、日本の放送は、事業者の自律を基本とし、放送番組編集の自由などの重要な原則を定めた放送法の下で発展してきたと強調しました。

## NHK の働き方改革について

又市議員は、職員の佐戸未和子さんの過労死を契機に進められている NHK での働き方改革について質しました。まず職員の残業勤務時間数、同業他社と比較した賃金水準、労働時間の把握方法について説明を求めました。

根本理事より、残業時間は月平均30時間台、賃金は在京の民放等に比較して1~2割低く、勤務時間は、タイムレコーダーや、記者自身がシステムに入力した出勤と退勤の時刻を上司が承認する形で把握しているとの答弁がありました。

又市議員はさらに、NHK の経営計画は盛沢山だが、どうやって働き方改革をすすめるのか、また働き方改革で仕事量が減り、賃金が下がるようなことがないのかを質しました。

根本理事より業務の見直しで、より効率的で生産性の高い働き方を推進し、健康最優先の新しい仕事のやり方を構築するとの答弁がありました。また賃金水準は、深夜・休日労働が減っても、職員の努力や成果を処遇に反映させるとの説明がありました。

又市議員はその他、NHK 予算案への総務大臣見解で、人員の削減が要請されていることは働き方改革に逆行すると批判しました。また今年度末からの4K、8K の本放送に関連して、高額な受信機が必要であり、すべての国民が見られるようになるわけではないので、受信料で運営されている NHK としては適正な水準での関連費用の支出を求めました。